

大情審答申第 443 号
平成 29 年 9 月 1 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 上田 健介

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成28年10月21日付け大健第616号及び同年12月20日付け大健第978号により諮問のありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が、平成 28 年 5 月 30 日付け大健第 191 号により行った公開決定（以下「本件決定 1」という。）及び同年 9 月 12 日付け大健第 613 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定 2」といい、本件決定 1 とあわせて「本件各決定」という。）は、いずれも結果として妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

- (1) 審査請求人は、平成 28 年 5 月 17 日、条例第 5 条に基づき、実施機関に対し、「第 3 回大阪市立住吉市民病院跡地誘致民間病院府市戦略会議資料」を求める旨の公開請求（以下「本件請求 1」という。）を行った。
- (2) 審査請求人は、平成 28 年 8 月 29 日、条例第 5 条に基づき、実施機関に対し、「平成 28 年 5 月 30 日付け大健第 191 号による『審議・検討・協議事案への対応について』に関する公開決定にて公開された公文書以外の、平成 27 年 8 月 26 日開催の大阪市戦略会議議事録」を求める公開請求（以下「本件請求 2」といい、本件請求 1 とあわせて「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

(1) 本件決定 1

実施機関は、本件請求 1 に係る公文書を「審議・検討・協議事案への対応について（平成 27 年 8 月 26 日）」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定 1 を行った。

(2) 本件決定 2

実施機関は、本件請求 2 に係る公文書を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定 2 を行った。

記

平成 27 年 8 月 26 日開催の大阪市戦略会議議事録は「審議・検討・協議事案への対応について（平成 27 年 8 月 26 日）」の「議論内容」に記載しているものがまさにそれである。またその内容は、録音データをもとに作成したものであるが、録音データについては会議録等を作成するまで適切に管理する必要がある（説明責任を果たすための公文書作成指針 2-(3)-③）とされているため、作成指針に従い「審議・検討・協議事案への対応について（平成 27 年 8 月 26 日）」を作成するまでの間適切に管理した後、「審議・検討・協議事案への対応について（平成 27 年 8 月 26 日）」が完成した時点で廃棄しており存在していない。

3 審査請求

審査請求人は、平成 28 年 6 月 8 日、本件決定 1 を不服として、同年 9 月 20 日、本件決定 2 を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき、それぞれ審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定 1 について

- (1) 「第 3 回大阪市立住吉市民病院跡地誘致民間病院 大阪市戦略会議」の議事録は作成されるべきである。
- (2) 事業者 A、事業者 B、事業者 C の 3 社より、一事業者が選定された。当然この会議の争点は、3 事業者の医療内容について、やり取りがあったはずである。しかるに市長は、審査が通れば、開院してくれるのか？提案の際に開院を確保する担保をとっているのか？土地の売買契約の中で、使用用途など条件付けを行って、制約を付けるのか？売買契約は、どのようなスケジュールで手続きにかけるのか？という話ばかりで、肝腎の 3 病院の比較検討についての発言が全く抜けている。病院選定の会であるのに、大阪市戦略会議は、何を以って選任したのか明確でなく、本件文書には、抜けている部分が多すぎる。
- (3) 余りにも抜粋されすぎているので、抜粋する前の原文を公開するよう、再度願います。

2 本件決定 2 について

テープに基づいて作成した会議議事録は残っていると考えられるので、テープに基づく会議議事録の公開をお願いします。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

(1) 本件文書は、大阪市立住吉市民病院用地への民間病院の誘致が議題となった、平成27年8月26日開催の大阪市戦略会議（以下「本件戦略会議」という。）における議題、会議要旨、議論内容（「主な議論」として市長、副市長、区長及び政策企画室長の発言要旨）を本市ホームページに掲載したものである「審議・検討・協議事案への対応について（平成27年8月26日）」及び本件戦略会議における配付資料である「参考資料(1)審議・検討・協議事案への対応について」である。

(2) 審査請求人は、審査請求書において、本件戦略会議の議事録が作成されるべきであるとして、その議事録の公開を求める旨主張しているが、本件文書の「議論内容」の「主な議論」に記載している内容がまさに本件戦略会議における議事録である。

なお、その内容は、録音データをもとに作成したものであるが、録音データについては本件文書を作成するまでの間適切に管理した後、本件文書が完成した時点で廃棄しており、本件文書以外に特定すべき公文書は存在しない。

2 本件決定2について

審査請求人は、審査請求書において、本件戦略会議に係る録音データを基に作成した議事録が存在するはずである旨を主張しているが、本件文書に記載された「議論内容」中、「主な議論」の項目に記載された内容がまさに本件戦略会議に係る録音データを基に作成した議事録である。

また、録音データについては本件文書を作成するまでの間、適切に管理した後、本件文書が完成した時点で廃棄しており存在していない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

審査請求人は、本件各請求について、本件決定1において対象文書として特定された本件文書以外にも、本件戦略会議で議論された内容を記録した議事録が存在するはずである旨を主張している。これに対し、実施機関は、本件文書以外に本件各請求について特定すべき公文書は存在しない旨を主張している。

したがって、本件各審査請求における争点は、本件文書以外に特定すべき公文書の存否である。

3 本件文書以外に特定すべき公文書の存否について

(1) 本件戦略会議について実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

- ア 大阪市戦略会議とは、市政運営の基本方針、重要施策、その他の市政の重要事項について、都市経営の観点から迅速かつ戦略的に決定し、市政を総合的かつ効率的に推進するため、定例的に開催するものである。
- イ 本件戦略会議は、平成27年8月26日に、大阪市立住吉市民病院用地への民間病院の誘致について、条件提示のあった三者の民間事業者から一者を事業予定者として選定するために開催されたものである。
- ウ 本件戦略会議においては、当該三者を事業者A、事業者B、事業者Cと名称を伏せた上で、その提案内容を健康局が本件文書のうち「参考資料(1) 審議・検討・協議事案への対応について」に基づき説明するとともに、健康局としては事業者Bが事業予定者として適当であると考えている旨を提案し、大阪市戦略会議としてその提案を了承したものである。
- (2) また、実施機関によると、大阪市戦略会議は、説明責任を果たすための公文書作成指針（以下「作成指針」という。）における会議録の作成が特に必要な会議に該当することから、本件戦略会議開催後、本件文書を作成したとのことであった。
- 当審査会において、作成指針を確認したところ、会議録とは、「開催日時、開催場所、出席者、議題、主な発言内容、議事結果を記載した」会議要旨に記載する各項目に加え、「発言については、主なものとどまらず、個々の発言内容の要旨レベル及びその発言者まで詳細に記載したもの」であるとされていた。
- (3) これを踏まえ、当審査会において、本件文書を確認したところ、本件文書には、開催日時、議題、個々の発言内容等は記載されているものの、実施機関が上記(1)ウで主張する本件戦略会議において事業者Bが事業予定者として適当であるとの健康局の提案内容が記載されておらず、審査請求人が前記第3の1(2)で主張するように、事業予定者がどのように選定されたのかが不明確なものであり、作成指針において会議録に記載することが求められている議事結果が十分に記載されているものとは認められなかった。
- (4) 本件文書は、作成指針において会議録に記載することが求められている議事結果が十分に記載されておらず、稚拙であると言わざるを得ないものの、本件文書以外の公文書が存在しないという実施機関の主張を覆すに足る事実は見出せないため、本件各決定について結果として妥当とせざるを得ない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

付記

本文でも述べたとおり、作成指針において会議録に記載することが求められている議事結果が十分に記載されていない本件文書の不備が、市民の疑念を招き、本件審査請求を惹起したことは明らかであり、このような状況は、「実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって本市等の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図る」とする条例の目的にももつることとなり、当審査会としては誠に遺憾である。

今後、実施機関においては、市民への説明責任を果たす観点から、作成指針に則った会議録の作成に努めるよう強く望むものである。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 坂本団、委員 玉田裕子、委員 村田尚紀

(参考) 答申に至る経過

平成 28 年度諮問受理第 27 号及び 38 号

年 月 日	経 過
平成 28 年 10 月 21 日	諮問及び実施機関から弁明書の提出 (平成 28 年度諮問受理第 27 号)
平成 28 年 11 月 10 日	審査請求人から反論書の提出 (平成 28 年度諮問受理第 27 号)
平成 28 年 12 月 20 日	諮問 (平成 28 年度諮問受理第 38 号)
平成 29 年 1 月 30 日	実施機関から弁明書の提出 (平成 28 年度諮問受理第 38 号)
平成 29 年 2 月 16 日	審議 (論点整理)
平成 29 年 5 月 25 日	審議 (実施機関理由説明)
平成 29 年 6 月 22 日	審議 (論点整理)
平成 29 年 7 月 20 日	審議 (論点整理)
平成 29 年 8 月 24 日	審議 (答申案)
平成 29 年 9 月 1 日	答申